

## 議 事 金 録

1. 会 議 名 第 11 回 市 民 会 議
2. 日 時 平 成 20 年 9 月 29 日 ( 月 ) 午 後 2 時 00 分 ~ 午 後 4 時 53 分
3. 場 所 大 阪 弁 護 士 会 館 10 階 1001 会 議 室
4. 出 席 者 ( 敬 称 略 ・ 順 不 同 = 24 名 )

議 長 大 國 美 智 子

委 員 阿 部 昌 樹 飯 田 秀 男 野 呂 雅 之

齋 藤 洋 一 脇 本 ちよみ

### 大 阪 弁 護 士 会

会 長 上 野 勝

副 会 長 藤 原 誠 宮 崎 裕 二 森 惠 一

大 川 一 夫 米 田 秀 実 和 田 秀 治

平 川 敏 彦

企 画 調 査 室 長 竹 岡 富 美 男

### 司 法 改 革 推 進 本 部 市 民 会 議 バ ッ ク ア ッ プ 対 応 部 会

部 会 長 島 尾 惠 理

委 員 岩 崎 雅 己 成 見 暁 子

### 大 阪 弁 護 士 会 法 教 育 委 員 会

委 員 長 井 上 圭 吾

副 委 員 長 船 岡 浩 勝 井 映 子 薙 井 順 子

委 員 堀 田 裕 二

秘 書 課 員 大 森 敦 子

## 議 事

### 1 開会

### 2 議事録署名者指名

齋藤洋一委員、脇本ちよみ委員に決定した。

### 3 審議

テーマ：『法教育』

法教育委員会委員長井上圭吾弁護士、同副委員長船岡浩弁護士、同副委員長勝井映子弁護士、同副委員長薙井順子弁護士、同委員堀田裕二弁護士より、大阪弁護士会における法教育活動の流れ、模擬裁判選手権、ジュニアロースクール、「法むる～む」出張授業、「法むる～む」教材づくり等の活動内容、今後の課題等について、DVDの映像を交えて報告がなされた。

#### 大國議長

ありがとうございました。よく分かるようにいろいろな工夫をしてお教えくださいました。それでは、皆さん方の御質問なり御意見なりをお聞かせいただきたいと思います。

#### 齋藤委員

ただいま法教育についてお話をいただきまして、弁護士の皆様方、弁護士会の皆様方がこういう地道なお仕事をお引き受けになって活躍されているということで、心から敬意を表したいと考えております。

私自身、今回いただいた資料を拝見して、こんなに多岐にわたってやっておられるのかということを知ったわけですし、1回読みましたときには感激だけで読ませていただいたんですが、2回目を読ませていただいたときに、私なりの幾つかの疑問を感じました。

1つは、いただいた資料の中でも法教育とは何ぞやという定義についていろいろ御議論をされておられまして、ああ、なるほど、こういう見方もあるのか、こういう見方もあるのかと。ただし、東日本に比べれば西日本は実際の処理でいくということで、まず一步踏み出されているということをお聞きしまして、さもありなんという感じがいたしました。

ただ、私自身もかつて教育をする立場にいたときに感じたのは、私は今詳しい文章を思い出せないんですが、孫子の文章で、教育とはという設問に対してこういう答え

があるのです。裏に教育すべき事項があるときに、その一隅をめぐったことによって全部できるような人は放っておいてもいい。二隅をあけて中が理解できるのが通常である。三隅をあけて中を理解する者は、二隅をあけて理解できるぐらいに押し上げる、これが教育の本質である。四隅をあけて理解できない者は放っておけという言葉がございます。そういうことからいいますと、法教育というのがどの辺をねらっておられるのかというのを一つ明確にお持ちになる必要があるのではないかと。

一方では、教育と申しますと、一般的に私たちの抱くイメージとしては、義務的な教育が非常に多いわけがございます。その中で弁護士会の一つの理念でございます人権尊重という意味で、一人一人の物の考え方というものを尊重していく。今お話がございましたように、多面的に見ればどこに真実があるかというのはいろんな解釈ができるんだということを教育するという意味では、この法教育というやり方は意味があると思えますけれども、先ほど申しましたように、文科省が考えている教育のカリキュラムというのは一般的に義務的なものでございます。そこでの調整にきっと御苦労されているのではないかと。先ほどお話がございましたように、高校の先生方もこれに御参加になっておられますけれども、教育委員会で出されているカリキュラムとの調整で御苦労があるんじゃないかということを感じましたので、そういう点を教えていただければと思っております。

それから、今拝見したビデオでも、生徒さん方ががやがやしているのが聞き取れまして、全員の意識を高めて教えるのは難しいと感じましたし、そこでは原理原則を述べるというよりも、身近な事例で物を考えてもらうという手法をおとりになっているのを拝見しました。私どもも人を教育する立場として、大いに勉強になった次第でございます。こういう内容を是非もっと広げていただきたいと思いますし、高校生、中学生という次代を背負う若人だけでなく、もうちょっと上の方にもこういう機会をつくっていただければ、効果がもうちょっとよく上がるのではないかと考えておりました。

もう一つ重要なことは、教育の効果をどういうふうにも評価するかというのは大変難しいものでございまして、これから弁護士会の皆様方も、これをおやりになってその成果がどのように見えたかという点をお話をされれば、きっと御年配の弁護士の方々も、なるほど僕も行ってやろうかというお気持ちになるんじゃないかなということを感じながら、お話をお伺いいたしました。

大國議長

ありがとうございました。それでは、今の御質問に対してよろしく願いいたします。

井上弁護士

全部副委員長の方に答えていただきますけれども、まず、最初のどの程度の目標を目標に置いているのかということについて、船岡先生から。

船岡弁護士

非常に難しい御質問をいただきました。それは確固たるものはまだないんだろうな、試行錯誤の状況だろうなと思います。理解度が進む子どもたちという意味も含めて、どうしても教えやすいところから入ってしまいがちです。今の例でいきますと、四隅のうち一隅をあければ分かってもらえるようなところ、今のお話の放っておいてもいいじゃないかという対象まで入っているのかもしれませんが、苦労しつつ、あるいは何らかの成果が上がるような形で達成感のあるような授業をしたいというのが私にもありますので、ついついそっちへ行ってしまいうのですけれども、それではだめだというのは皆自覚しているところだろうと思います。

でも、むしろ本当に荒れた学校といえますか、そういうところにこそ、本来の基本的な理念だとか、正義って何だろうという感性みたいなものは、本当に苦労している子どもたちのほうが持っているんだと思うんです。ですから、そこへ行って、弁護士はどんなことを考えて日々過ごしているのかということも伝えられればいいんじゃないかと思っています。この考え方は余り議論したこともありませんし、余り議論したくないなというところもあるかもしれません。今のは私の意見ですので、他の委員の意見も聞いていただければと思います。

筵井弁護士

義務教育との関係とどのあたりを目的にするかについて、出張授業に行き始めたのは、確かに学校に入り込むというのが目的だったんですけれども、いざ入って分かったのは、おっしゃるとおり、学校、特に高校というのは大学受験を控えている関係がありますので、カリキュラムが非常にタイトです。学校の先生にしてもらうにしても、文科省が決めた、教えねばならぬことがしこたまありますので、とても時間がとれないと大半の先生が言われます。ですから、私たちが出張授業に行く場合は、先ほどの家族の話のときは珍しく家庭科でしたけれども、大抵はホームルーム授業です。何に使ってもいいという余分な授業の枠を使ってさせていただいているのがほとんどでございます。

それと、齋藤委員のお話でもありましたが、一隅すくって分かるやつは放っておいた

らいいというのは私たちも授業に行くと感じることでありまして、あの模擬裁甲子園などに出てくるような人たちは放っておいて分かりはる人たちなんです。そういう人たちのスキルアップのために模擬裁甲子園はいいんですけども、一般の子にあれをやらせるのははっきり言ってしんどいです。ですから、出張授業に行く場合は、こんな言い方をしたらあかんのかもしれませんけれども、底辺の人権とかで悩んではる学校からの御依頼で行くことが多いです。そのために非常にざわざわもしているのですが、逆にそういう子たちは日々悩んでいる問題があるのです。ですから、学校を通じてですが、私たちにこんなことを聞きたいということがあります。そこで少しでも子どもさんたちに、たった1回弁護士が来て何か話しとったのではなく、何かを持ち帰ってもらえる授業をしようと頑張ってはいるんですけども、カリキュラムのタイトな中では1回行くのが精いっぱいです。普通の人は、弁護士に会わずに一生を終わる方が幸せなのですから、そのときに、弁護士というのは怖い人じゃないよ、そんなにがめついわけでもないし、それなりに使える弁護士もおるんやよという顔合わせだけでもいいかなと。かなりレベルの低い話になって申しわけないんですけども、私などはそのあたりを目的にして出張授業をやっているというのが実態でございます。

#### 勝井弁護士

少し上の世代も対象にしたらいんじゃないかという御示唆をいただきましたけれども、それは本当にそうだと思います。法的な考え方、例えば刑事と民事というのはどう違うのかというのを意外と学校の先生自体が分かっておられなくて、ああ、そうなんですかと頷きながら出張授業を聞いておられる先生が結構おられます。そういう意味では、本当に広く大人の方も対象にしてやりたいんですが、とてもマンパワーの点でばっちりの大人の人向けという企画はなかなか難しいところがあります。そこで、例えば先ほど説明したように、ジュニアロースクールのときに親御さんと中学2年生のお子さんと一緒に参加してもらって、親だけの評議、子どもだけの評議、その内容を発表してもらうというのも一つの考えでしょうし、あと先ほど船岡先生のレジュメの中でありました私のしごと館という大きな箱の中でやっておることなのですが、中身は結構いいこともやっているんです。そこでは弁護士体験ワークショップというものをやっています、基本的には18歳前後ぐらいの子を集めるんですが、この間集めたときには大人の方も数名参加があったと。お子さんと大人の方が一緒に反対尋問を考えるとというワークショップをやったという報告がありまして、それはどっちにも刺激になっていたようだと指導

弁護士が言っていましたので、大人と子どもと絡めて、ああ、子どもはこういう視点があるんやとか、大人はこんなふうにかたいことしか考えられへんのやとか、そういうところで共鳴し合って、法的な見方をそれぞれが高めていくというところを手がかりにやっっていこうかなと思っています。

大阪弁護士会で1人1年間に1回は必ず出張授業に行くという義務化をしてもらえたりしたら、大人対象でもいいのかなと思いますが、なかなかそこまではしていただけないので、是非役員の方々も行っていただくといいかなと思っています。以上です。

和田副会長

日弁連の場合は市民のための法教育委員会ですね。日弁連は出張授業で一般の会社とか団体に行ったりということはされているんですか。

船岡副委員長

私、日弁連の市民のための法教育委員会にも入っております、副委員長をやっておりますけれども、日弁連自体の活動は、全国の活動の情報交換、あるいは教材を集めてそれを還元していくとか、法教育とは何かという理念をみんなで考えようよということで、いまだに結論めいたところは何も出てないんですけれども、そんなことをやったりしています。だから、個々の出張授業を企画して行くということはやっておりません。ただ、例えば近隣の県で実際にやりたいというときに、この間ありましたのは新潟のほうだったと思いますけれども、模擬裁判の企画をやりたいので手伝ってほしいという場合に、東京のほうから、あるいは近隣の県から人を派遣する、その手配をするということはやっています。

大國議長

ありがとうございました。最後に教育の効果とか評価についての意見が出ましたが。

船岡弁護士

教育効果というのは100年先にしか出てこない、せいぜい30年先だろうと思いますので、我々が引退するころに何となく効果があったのかなという程度かなと思います。

大國議長

ありがとうございました。

和田副会長

先ほど、学校のほうからいじめについて話をしてくれと言われるという話がありましたが、そういう学校はやはりいじめに問題があるような学校なのですか。

薙井弁護士

その辺は行く前に必ず聞きます。こういう問題があるのですかと。そうすると、問題があった学校もあれば、特にはないけれども社会的に今大きな問題になっているからと言われる学校もあります。ただ、どの学校も、たまたまないだけでいつ起きてもおかしくないということは言われます。いじめは特定の学校で起こる問題ではなく、どんな子どもでも、どんな人間関係でも起こり得る、大人になっても起こり得る問題であるから、今のうちという御依頼で行かせていただいています。

和田副会長

効果は分からないですか。

薙井弁護士

私が行った授業で、正に問題の生徒さんがいまして、食いつくような顔をして聞いていました。後ろのほうに座って、最初はふざけて遊んでた子が、どんどん前に来るんです。その子の席じゃないのかもしれませんが、一番前に空いてる席がありまして、そこに座り込んで、すごいまじめな顔で聞いてました。だから、そういう問題がある子どもさんこそ、響くものがきつとある。他人事やと考えている人には、何を言ってもしょせん他人事なのでしょう。授業ではなるべく身近な問題をとこちらが考えておりますのは、琴線に触れる子どもさんをより多く拾い上げたいという目的からですので、少なくともそういう人は拾い上げられているのかなと思っております。

森副会長

私は、船岡さんが御報告された法教育委員会ができる前の時代に、公害対策環境保全委員会で、堺市の中学校に1時間時間をもらって、法教育のはしりといいますか、そういう形で関与したことがあります。そのときは、地球温暖化という問題と生物多様性という大きな難しい問題だったのですけれども、それをいかに中学生の方に分かっていたかどうかということで、紙芝居をつくって、寝ている人がいたかどうかは覚えていませんが、とにかく前に注目してほしいということでやったことがあります。

そこで、他の弁護士にも広げていくために、ある程度共通のツールをつくってはどうか。全部共通にする必要はないと思いますが、一定の最大公約数的なことは何か共有化したほうがいいのかということと、私も10年前だったのでもう少し若かったのですが、何歳ぐらいまでの弁護士が中学生とか高校生と共通の土台で話ができるのかということはお考えになっているのか、2つ質問させていただきたいと思い

ます。

筵井弁護士

年配の先生の話の方がウケていた授業が実際にあります。その先生は、副会長までなさった先生で、ウクレレを抱えて熱唱なさったということを後で聞きました。幻の授業なので、私もそれを見たかったなと思うのですけれども、何の話をなさったのか分からないのですが、それを聞かれた学校側からは、弁護士さんてあんなに面白い人たちなんですねという回答とあわせて、すごくまじめに法律のことを語っていただきましたというお褒めのお言葉をいただきました。ですから、若い弁護士の方がウケがいいかというと、そうではない。むしろ年配の先生の方が社会経験と裁判経験が多い分、子どもさんたちが寝ていたらこういう話で持っていこうとか、臨機応変な対応ができる。5つのネタを使い分けた弁護士がいましたが、やはり新人ではその辺は難しいです。

それから、マニュアル化の話ですが、昨年マニュアルは一応つくりました。それに基づいて授業をしてくれたのが、先ほど見ていただいた森弁護士ですが、ある程度はできていると思います。

船岡弁護士

最低限の基盤というのは私のイメージがもう一つわからないのですけれども、公害環境委員会も、当初この法教育の部会を立ち上げたときには御参加いただいていたし、紙芝居もやっていますよというお話もお伺いしていたし、他に交通事故の委員会の先生方も来ていただいて、今は交通事故の問題についてはその先生に行っていると思います。最近、委員の方が出てきていただけないのが残念だなという気はしております。それはこちらの宣伝、広報活動の不足なのかなという思いも持ってはおりますが、今後も是非先生を通じてお話しいただければありがたいなと思います。

野呂委員

先日、小学校で授業をしたのですが、8年ほど前にも小学校で新聞記者についてしゃべってくれと言われてまして、そのときはなかなか子どもたちの心に響かなかったなという反省があったものですから、今回は学校の先生と綿密に打ち合わせをしまして、子どもたちに質問を出してもらったところ、100 ぐらいの質問が出てきたのです。小学校の5年生の社会科の中で、「報道する人たち」ということを教える時間があって、そのときにしゃべったのですが、そのようにニーズをつかまないと難しい。先ほど、中学生を相手に非常に難しい問題をお話しされていましたが、子どもたちのニーズの公約

数をつかまないと、こちらが思いをしゃべっていても、なかなか子どもたちに響かない。私は1回目のときにそういう体験をしまして、一生懸命話せば話すほど、子どもたちにはとんちんかんだなという感じでしたので、今回は、授業の中で知りたいことを子どもたちに書いてもらって、100ほど質問が来たのです。しかし、それは1時間ではしゃべり切れないということで、先生とやりとりして50ぐらいの質問に絞って、せっかくだからということで5年生の4クラス全員に家庭科の教室に集まってもらって、子どもたちから出された質問を先生から受けて、それに対してできるだけ分かりやすく具体的に答えようということでやりました。

その他にも大学でジャーナリズムの講義というのをしたことがありますが、寝ている学生が結構いるのです。ところが、小学生たちは誰も寝ない、70分誰も寝ませんでした。そして、終わって150人ほどの子どもたち全員が授業の感想を書いたのですが、言いたいことを的確に把握していました。それはなぜかというと、多分子どもたちのニーズ、知りたいことを先生に把握していただいて、質問を事前にこちらにいただいていたからだと思うのです。先ほど言われていたように、カリキュラムがタイトな中でホームルームの時間だけでやるとなると、先生たちも子どもたちの法律に関するニーズというのはなかなかとらえにくいと思います。ちょっと知りたかったのは、例えば中学、高校あるいは小学校の授業の中で法律について教えるときに、子どもたちが知りたいニーズをつかめるのかどうか、そういう授業が学校とのやりとりの中で可能なのかどうか。私は、小学校5年生の報道する人たちという社会の授業のときに行ったのですが、実は最初は質問に答えるだけのペーパーのやりとりのはずだったんです。しかし、その先生が熱心な方で、こんなにたくさん質問があるなら来てもらったほうがいいですねということで、じゃ、行きましょうかという話になったのです。そのように、ニーズを把握することによって子どもたちに満足感を与えられるというか、子どもたちはやはり真剣に聞いてくれて、しかも感想が驚くほどの確だったのです。

今ちょっと拝見して、家族なんていうテーマは非常に難しいですね。大人でもなかなか答えられないことを考えてもらうのですが、そこでのニーズの把握の仕方をどのように工夫なさっているのか。タイトなカリキュラムの中で工夫の余地があるのか、あるいはもう既に工夫した上でぎりぎりなのかというあたりを知りたいと思います。

堀田弁護士

小学校での授業も、数は少ないですがやっております。

野呂委員

小学校だけじゃなくて、小中高で。

堀田弁護士

小中高を含めてニーズのつかみ方ということなんですけれども、高校の授業というのは、単発での依頼が来て、それに対してこちら側が行くという、余りやりとりなく行くことが多いです。高校の先生も、どちらかというにあいている時間を埋める一つのツールみたいな形で利用されるほうが多いということで、それは我々の努力不足なのかもしれないですけれども、ニーズを把握してという下準備の部分を学校側と連携してというところは今のところできていないことが多いです。模擬裁判とかそういうところでは比較的やっていると思いますが、単発の授業では余りできていません。

それに対して小学校での授業ということになると、行って話すだけじゃ当然だれも聞かないという状態で、学校の先生のサポートが不可欠です。私も小学校に行くときには、かなり綿密に学校の先生と打ち合わせして、シナリオを考えて、どういう形にすれば生徒が聞くかとか、そういうことはやっています。ただ、全部の高校での授業でそれを今の段階でできるかというとなかなか厳しいところがありますし、ニーズのつかみ方とか、授業のバックアップというか、授業へ行った後のフォロー的なこともできていない部分が多いのは多いので、それをいかにシステム化していったら、よりよい授業にしていくかというところは、現在模索中ではあります。

薙井弁護士

私は手配の仕事をしておるんですけれども、学校から依頼が来ますと、その学校の先生と連絡をとらせていただいて、どのテーマかということを知りたいの一番の仕事にしております。それで連絡が来ましたら、なぜこのテーマなんですかということも逆に聞き返しています。そこまで言いますと、学校の先生はまじめな方ばかりなので、じゃ、子どもたちにアンケートをとりますとかいってアンケートをとっていただけますので、それを踏まえてテーマを配分しています。ですので、ニーズは高校でもつかめるようになりつつあるかなとは思っています。向こうは単発でそれだけのお金をはたいてくれるわけですから、それなりのものはお返しできないといけないという、非常に商売人的な感覚もあります。

それともう一つ、ニーズのお話で、本当のことを言えば、授業形式にしているのもそれが目的なんですけれども、なるべくその場で子どもさんたちに持って帰ってもらいた

いというところもあります。

それと、フォローの話が出たので申し上げますと、リピーター校が増えています。ですから、最初はどううまくいなくても、次の御依頼があるときには、その学校のカラーみたいなものを派遣する側も分かっていますし、どういうふうに思われているかということも聞いたらある程度分かります。そして行ってみますと、去年3年生がこんなテーマでこんな授業を聞いていたらしいということで、次の3年生になる子が楽しみにしていたりするんです。それなのに全然違うテーマの授業でがっかりしたという感想が返ってきたり、思ったよりもおもしろかったとか、講義した側としては心臓が痛い感想文も多いんですけども、それを次の授業に生かしながらという形で、今は試行錯誤中でございます。

#### [ 休 憩 ]

#### 大國議長

再開します。今まで御説明いただいたことに対して質疑応答という形でお聞きしてきたのですが、法教育委員会の先生方から、今後どうすればいいのか、あるいはこれを大阪府下全体に拡大するにはどうしたらいいとか、市民会議の委員の皆様にかぎらず、アイデア、御質問があればおっしゃっていただきたいと思っております。

#### 船岡弁護士

ありがとうございます。今の点について我々の方はずっと悩んでおります。マンパワーに限りがあるということが前提ですけれども、この法教育というのは最終的には学校の先生にやっていただきたいというのが目標であるのですけれども、そこへ行くまでには、やはり弁護士自身も現場へ行って直接生徒さんと接することが必要になるのですが、むしろ学校で教えていただく先生方にどうアプローチしていくのかということもあります。今現在のところは、関心のある先生方からのコネクション、リクエストがあるから行っているという状況ですけれども、その限られた関係をもう少し広げていくにはどのような方法があるのかということをお聞かせいただけたらありがたいと思います。

それから、学校だけではなくて、いわゆる大人、一般市民向けの活動には例えばどんなやり方があるのだろうか。各地に公民館というのがあり、公民館の組織があるようですけれども、現実にはそこに出張って行って模擬裁判などの企画がやられるようには聞いておりますが、法教育というのは裁判員裁判をするための教育ではありませんので、そこに限定された活動では困るわけですけれども、我々が思っている感覚を一般の市民の

方にも少しは理解いただくためにはどうしたらいいのだろうかというところをお聞かせ  
いただいたらありがたいなと思っています。

大國議長

それではまずその2つの点、学校の先生、一般市民へはどうすればいいかという御質  
問でございますが、どうぞ委員の皆様。

阿部副議長

前提としてお伺いしたいのですが、最終的には指導要領化だと思っております。正規のカ  
リキュラムの中に法教育を組み込んでいくという方向になると思っておりますけれども、今  
でも家庭科の一部がある種の法教育にはなっていますので、それをもう少し充実したも  
のにしていくか、あるいは別科目として立てていくか。そういう方向では、日弁連レベ  
ルあるいは文科省レベルでどういう取り組みがなされているのか。将来的に法教育が中  
学か高校のカリキュラムの中で正規のものとして充実したものになっていく可能性があ  
るのかなのかということ、見込みで結構ですのでお教えいただければと思います。

船岡弁護士

そういう正規の法教育という科目を確立したいなという思いはあります。今般、学習  
指導要領が若干改正されまして、法教育の中身を教えるべきだと読める部分もようやく  
出てきたのかなと思っています。それをとっかかりにやらざるを得ないのかなとは思  
うんですが、現状としては、高校でいけば現代社会、中学ではゆとり教育の総合的学習の  
部分、あるいは家庭科を使ったりと単発的にやっております。もちろん1つの科目とし  
て確立できればという思いはあり、日弁連でもそういう方向は考えております。

大國議長

実際にやっておられて、今例えば現代社会とか総合的学習の時間、ホームルーム、家  
庭科、いただいた資料では公民の授業というようないろんな授業の中で教えるというこ  
とを書いておられますけれども、それでうまく入るのですか。時間的にも2日だけとか  
非常に短いのですから、弁護士さんが考えておられるような十分な法教育はできないの  
ではないかと逆に思うのですけれども、いかがでしょうか。

船岡弁護士

確かにそのとおりだと思います。ただ、今現状でやれることをやっているというのが  
今の話の内容なので、それをどこまで広げていけるか。こちら側の授業案の作り方、  
例えば2回でどれだけ教える、4回までどれだけ教えられるのか、あるいは5回まで

たらどれだけのことができるかという一種のパック化を今図っているところで、それを少しずつ広げていけば、あるいは幾つかパックを結合できれば1年間を通じた授業も可能ではないかと考えておりますが、それを試験的にこの学年で1度やってみましょうかという先生方を見つけるのがなかなか今のところ難しいのかなと。国立の高等学校、教育大系の学校なら、そういう実験的な授業を取り上げていただけるのかなとは思っているんですけども、それを一般化するにはまだまだハードルは高いなというふうに感じています。

大國議長

成功なさったらその成功例を持って、正規の授業の中に入れてくださいと日弁連あたりから文科省に言っていくということは考えられないことではないのでしょうか。

船岡弁護士

それはあり得る話だと思っています。

大國議長

やはり成功例がたくさん出てくれば、可能性としてはあるのでしょうか。

船岡弁護士

そうですね。

阿部副議長

この「法むる～む」は大学でも使えると思いますが、大学1年生にこれで授業をするとしたら、90分の授業を14～15回、それでカバーできるかどうかぐらいのボリュームがあると思います。これを高校生に分かるようにやろうとしたら、今高校は50分授業ですから、週1コマでやっていくとすれば1年かかる内容だなという気がいたしまして、やはりカリキュラムかということが最終目標なんだろうなと思います。

あと、これは大学側から高校を見ていますと、高校というのはトップダウン的なものに縛られていて、文科省があって、府教委、市教委があってという中で動いている部分が非常に多い気がします。そうすると、一つ一つの学校で動いてもらうのはかなり難しいですね。教育大附属などはその部分の縛りが弱いですから動ける部分がありますし、先ほど言われた立命館宇治なども縛りが弱いところですが、府立高校などではそれはなかなか難しいので、そうなるとう府教委でどういう形でタイアップしていくか。府教委を通してうまく府立高校全体に働きかけていくような形があった方がいいのではないかと気がします。

船岡弁護士

今、府教委との関係について御意見をいただきましたけれども、昔の方が対立的な関係にあったのですが、ここ最近は、府教委の中で活動しているそれぞれの委員の方、事務局の方、特に事務局には現場の学校の先生が入っていらっしゃると思いますので、現場もよく御存じだし、何が今の学校現場に必要なのかという思いは、かなり共通のところがあります。ですので、今後とも教育委員会との関係は頑張っていけるのではないかと考えています。

大國議長

ただいまの問題につきまして、他の委員の方から何か御意見ございませんでしょうか。

飯田委員

環境が決しているわけではないと思いますが、そういう中で非常に努力されていることに敬意を表したいと思いますが、試みられたらどうかと思う点が幾つかあります。

1つは、やはり現場の先生方ともっと深く結びつく努力が必要なのではないか。社会科学研究会の先生方とつくり上げたということですが、もっと現場の先生方とつながっていくようなことをいろいろ考えてみられたらどうかと思います。それが1つです。

それから、選手権のビデオを見せていただいたのですが、非常に面白い取り組みだなと思いました。あそこに出てくる生徒さんは、話をすることや考え方をまとめたりすることが比較的できる方ということになるのでしょうかけれども、私が思うのは、この選手権の取り組みをもっと規模を拡大するというところに力を注げないかなということです。峰を高くすることによってすそ野を広げることが必要ではないかと思うからです。何とか甲子園ということで、漫画があったり、いろんな競技みたいなことがありますが、それは峰を高くすることによってすそ野が広がっていく、時間はかかるのですが、それも広がっていくという現象を示しているのではないかと。そういうふうにと考えると地道な努力が必要なのですから、そのように高めていくことが必要じゃないかということを感じております。

それから、事例は中学、高校を中心にした法教育でしたけれども、来年裁判员制度が始まるので、裁判とか法律が注目される時ではないかと私は思います。よくも悪くもいろんな議論がこれから起こってくるでしょうし、来年の今ごろはいろんな見方なり考え方なりが出てきて、もしかすると議論が沸騰しているかもしれないと思います。その

ときというのは、いわゆる社会人と言われる人たちが裁判を見つめ直す絶好の機会がめぐってくるときというふうに考えられるので、その機会をとらえて何かできないかなと思います。

私どもの会も近日に勉強会を開きますが、その準備会の中でまず出てくるのは、どうしたら裁判員を避けられるのかということです。行かないためにはどうしたらいいのとか、どういう条件だったら行かなくても済むのとかがやっぱり出てくるのです。私にはとてもジャッジなんてできない、とても責任を負えないからそんなところには行きたくないという意見が出たりします。私どもの会の役員クラスで話をしてもそういうことが出てくるんですね。だから、無作為抽出で選出されるであろう裁判員候補の方々のいろいろの方がいらっやって、問い合わせも含めているんなものが出てくるのではないか。そのときに、この部会よりも弁護士会ということになるとは思いますけれども、そこは逆に絶好の機会だととらえる必要があるのではないかと考えております。

大國議長

ありがとうございました。財政の問題とか、弁護士会の方から何かございませんか。

船岡弁護士

今、飯田委員からいただきました現場の先生との連携、つながっていく方法をどう模索するかということですが、1つ考えられるのは、遠い将来の夢ですが、今学校には校医というドクターが1人いるという制度があります。それにならって、各学校には1人ロイヤーをつけましょう、それによって、そこでの諸問題、それは決して学校側だけじゃなく、生徒側だけじゃなく、第三者として、そこで起きてくる問題を法に基づいて解決する、そういうアドバイスをしてくれるロイヤーを学校に1人置く。もちろん当然費用の問題が出てくるわけですし、それは教育予算の中から手当をするという方向もあってしかるべきではないか。我々の活動は常にボランティアを強いられておまして、卑近な言い方をしますと、あんたら、ようもうけてんねんからええやんかという発想をお持ちなのかなと。だけど、我々は結構しんどいことをやっておまして、もうけているのはごくごく一部の人たちだけなんです。しかし、それが大きく宣伝されて、弁護士の業界は非常に裕福なんだという誤解が蔓延しているのではないかと考えております。我々が、費用をいただいて出張授業で行っているというのも、学校現場からすれば高額なお金ということになるかもしれませんが、この活動はいい活動なのだからやりがいがあるでしょう、だからボランティアでいいじゃないですかというのはちょっと

と違うのかなという気がします。

それから、模擬裁判選手権、もっと規模を拡大するというお話をいただきました。去年は東西でそれぞれ4校ずつの参加でしたが、今年は6校ずつの参加でした。特に関西大会では福井県から参加いただきました。福井県では、県内で4校が予選をして、勝ち上がってきたところが代表として来ました。それから、香川県から1校、兵庫県から1校、京都から2校、大阪から1校と6校集まりました。こういう形で、模擬裁選手権という形式は広がりを見せておりまして、今年は北海道の札幌からも視察に来られていますし、九州弁護士会連合会のほうも関心を持っておられまして、来年は是非とも福岡でやりたい、札幌でもやりたいというお話をいただいています。ですから、現実にはこの企画は拡大の方向で動いているということは御理解いただきたいと思っています。

それから、裁判員制度が発足する機会を大いに利用してくださいというお話も正にそのとおりだと思っております、学校の先生方、特に社会科の教員対象に夏に教員研修というのをやっていますが、そこでは裁判員制度の教員研修、プラス法教育の解説の時間をとっていただいて全国でやっています。音頭取りは各地方の検察庁になりますけれども、そこに法曹三者、裁判所も弁護士会も協力して、中学、高校の社会科の先生方を対象に講習をやっています。もっともっと広がらないかなというのが悩みのあるところ です。

阿部副議長

私自身は、模擬裁判選手権は面白い試みだとは思いますが、それは中心ではないのではないかなという気がします。法を使う側として、賢く法を使える市民になってもらうというのが核だと思うのです。例えば悪いかもしれませんが、コンピューターゲームのプログラムを組んで学生同士が競い合う選手権というのがあるんです。そこからプロのプログラマーになるような人もいますけれども、そこでいいプログラムを競い合うという作業というのは、将来的にプロになる人には非常に役に立つ技能ですけれども、多くの人たちというのは実際にコンピューターをどう使うかという、既にプログラム化されているソフトウェアを買って使うわけです。同じことが法にも言えて、法を市民として使う立場で賢く法を使える市民と、将来的に法のプロになって、市民の要求を受け入れて、正に法のソフトウェアを改良したり、場合によってはバグを修正したりしていくような法のハードウェアにかかわってくる人たちもいると思いますけれども、そういう法のプロになる人たちに、若い頃からそういうモチベーションを持ってもらうという意

味では模擬裁判というのはすごく有効だと思いますが、むしろ将来法のプロにはならない、それこそ先ほど報告の中でレベルの高い高校とそうではない高校というお話がありましたけれども、ほとんどの生徒さんが高校を出て就職する、あるいは大学に行くとしても、ロースクールまで行って将来法曹という人がいるのかな、いないのかなというレベルの高校というのは当然歴然とあるわけです。しかし、将来この中から弁護士になるやつって多分ないだろうねという高校の生徒さんでも、やはり将来銀行に口座をつかって、マンションを買って、親が年をとれば介護の問題が生じてということは市民として当然生じてくるわけです。そうした法のプロにはならないけれども市民としてこれから長い人生を生きていかなきゃならない人たちにとっての法教育というのが小中高レベルの法教育では核であって、そこを重視する形で法教育というのはやっていくべきだと思いますし、逆に言うと、プロの養成は私らのほうでというか、大学レベルでもできますので、やはり市民として法のユーザーとしての必要な教育ということをもっともっと重視していただければなという気がいたします。

#### 脇本委員

私も今全く同じことを思っていました。選手権は選手権でとてもいいなと思いますが、先ほど言われていましたように、半分眠っていても具体的な話になると聞いてくれるとか、子どもたちにとって法律が身近に感じられて、自分の暮らしと法律というのは接点があるのだということを知ってもらえる教育が必要ではないかと思います。本当ならば、高校教育、義務教育の中でカリキュラム化されてきちとした位置づけをされて、授業時間数もきちと確保された上で教育が行われるのが最もいいとは思いますが、そうなるにはかなりの年数がかかるでしょうから、そういう意味では、こんないい冊子もつくっておられますから、ゲリラ的にどういう形で広げていくかということをも是非お願いしたいなと思っています。

私は実は学校で7年前ぐらいまで教員をしていたのですが、こういうものは全然知らなかったので、どうやって広報されていたのかなということを知っています。広報ということが非常に大事なのではないかなということを知っています。

それともう一つは、先ほど野呂委員もおっしゃっていましたが、今私がいます連合でも労働者の教育、労働教育に力を入れていまして、連合の大学への寄附講座で連続講座をやったりしております、私も年に何度か行って講義をしています。そういう大学生向けの講義、高校での教育ということも視野に入れてやっているのですが、とても関心

が高く将来すごくいいなと思っているのは小学生向けのものです。小学校4年生以上の子どもたちに向けてキッズ職場見学会をしていますが、そこに来る子どもたちは本当に授業もきちっと受けてくれるし、実習、実践の場で子どもたちはこういう職に就きたいとかいろいろなことを考えたり、小学生ですので言葉はつたないけれども、将来に向けて非常にきちっとした視点を持っているという点では、小学生というのはばかにできないなと思っています。私も小学校の教員でしたので、小学生に授業をすることが大変なのは分かりますが、やっぱり小さいときにそういう教育をやっていただくことはすごくいいのではないかなと思っています。

それともう一つ、大人ですね。裁判員制度が始まりますから、それだけのためにやっているわけではないということはそのとおりですが、しかし裁判員制度が入るということで皆さん非常に興味を持っておられるし、企業とか組合というところも、法教育とか、知っておかねばならない法律について学習会をやりたい、やってほしいという意見がたくさんあります。私もそういう企画では是非お願いしたいと思っていたわけですが、いろんなターゲットがあると思いますので、公民館講座だけではなく、いろんなところにアプローチいただくような広報の仕方を是非工夫していただいたら、もう少し広がっていくのではないかなと思います。学校というターゲットだけではなく、もう少し広い部分への広げ方を工夫いただければなということをやっています。

この「法むる～む」はいいですし、出張授業のマニュアルもすごくいいものをおつくりなんですが、子ども向けのものは、もう少し食いつきやすい題材、婚姻でも、「妊娠させてしまったら」とか、学校の先生はびっくりするかもしれませんが、子どもたちの課題からしたらそういうところの方が食いつきやすい。ここにはオレオレ詐欺やアルバイトの採用なども入っていますが、日雇い派遣の問題とか今はいろんなことがありますから、ニーズの面ではそういうことを工夫されたらもっといいのかなと。非常に工夫されていて、とてもいいものをおつくりなんだなと思いましたので、広範な方に知らせていただくための広報活動を是非工夫いただければいいんじゃないかなと思っています。

#### 野呂委員

先ほどとは全く違うのですが、法教育の根本的な理念あるいは希望として、私はやはり言葉の持つ力というか、言論の持つ力、これは問答無用の世界とは対極にあると思うのですが、法律というのは正に問答無用という世界とは対極にあるものだと思います。それは何かというと、言葉の持つ力というもの、これは民主主義の根幹だと思う

のですけれども、それをどう法教育の理念として置いていただけるか。見解の違う意見にもきちんと耳を傾ける、法律というのはそういうものだと思うのです。そういうものをはぐくむことが法教育のありようかなと考えます。

先日、春秋会のシンポジウムに呼んでいただいて同じことを述べたのですが、法曹人口問題で反対派の方々が多数いるシンポジウムでしたけれども、今は言葉の持つ力というのが非常に弱い時代になっていると思います。一言だけで切り捨ててしまう。私はそのときに、言論というのはハードル競争だというふうにお話ししたのですが、論理立てて1つずつ乗り越えていって、ハードル競争のように考えを構築していき、そして結論を導くということが重要だと思いましたが、今は突然ゴールまで幅跳びのように行ってしまいます。そんな能力があればいいのですが、あたかも何かに引っ張られて飛び越すような跳躍した論理が政治家の間でもまかり通っている中で、やはり法教育というのは非常に重要な機能性を秘めていると思います。

委員の方々から具体的ないろんなお話があったので、私からは、法教育の可能性として、民主主義の根幹である言葉の持つ力というものを、その都度、なぜこういう法教育が大事なのかということの意味として、言葉の力、正しい力というものを子どもたちに教えてほしいという気がしています。

筵井弁護士

法教育の教材の話ですが、この「法むる～む」は知識的なものを盛りだくさんにした内容なのですが、高校生というのはあした社会人になる子たちですから、下手をすると高校に行かずに社会人になっている子たちもいるわけですが、最低限身を守る武器を身につけてほしいということもありまして、知識的なものが盛りだくさんになっています。

小学生対象のときは、言うたらまだ先のことなので、知識の話はいいので、授業で主に考えていますのは、先ほど皆様から御意見をいただいた民主主義、要するに自分の意見を述べる、相手の意見を聞いた上で、それを踏まえて議論ができるということが目的ではあるんです。じゃ、それをどうすればいいのかという話になってくるのですが、小学校で授業をするときは、それこそ学校の先生と密に連絡をとらせていただいて、子どもたちの身近な事案に引きつけて授業を行うというのも一つですし、これは私の個人的な意見で申しわけないのですが、模擬裁判が最高の題材やと思っております。先ほどビデオに出ていた子たちも言っていましたけれども、1つの物事に対して

全く反対の見方がある、そしてそれに対して答えはない。学校で教えることには大抵正解がありますが、世の中で現実に行き起きていることに正解はない。そういう意味では、模擬裁判というのは最適の教材として、検察側に立って物事を見たときにどうなのか、弁護側に立った場合はどうなるかという、それぞれの役に立った場合もそうですし、そういう積極的なモチベーションの持てない普通の子は、模擬裁判では裁判員役に回ってもらえます。そうすると、ある程度の意見を聞いた上で、自分たちは評議で結論を出さなくちゃいけない。ジュニアロースクールでもそうですけれども、物すごく悩んではいますがけれども、意見は中学生でも非常に的確ですし、小学生でもその辺は変わらないだろうと思うんです。そうしたら、感覚で、この人は悪そうやからどうやという話ではなくて、自分の意見を言って議論を深めるという訓練には最適じゃないかというふうに私は思っております。

そのように、社会人の人にも模擬裁判を体験してもらおうのが一番だと思っています。社会科協議会が始まったときも、学校の先生が裁判をよう教えんと言われたので、じゃやってみたらどうですかと言うて、先生方に模擬裁判を体験していただいたんです。そしたら、物の見方でありましてかが肌で分かる部分がある。その上で授業をしていただくと全然違う。だから、模擬裁判は将来裁判員になる大人の方にとってもいい題材ではないか。いきなり裁判員に選ばれて、何を言うていいのか分からへん、ほかの人の意見を聞くだけで終わるといえるのでは、多分一生に1回しかない話ですから、もったいないですね。だから、そこで参加していただく限りには、何か持って帰っていただくかねばならぬ。とすれば、裁判員制度というのはこんなんですというて3分で寝られるような授業をするよりも、模擬裁判を体験していただく。それはシナリオがあるものでもいいと思うんです。シナリオがあるものでもいいので、体験していただくことが一番ではないかと私は思っておりまして、何でしたらこちらの委員の先生にも模擬裁判を一度やっていただいて、おもしろさを広めていただけたらなと思います。

#### 野呂委員

その模擬裁判というのは、小学生バージョンとか高校生バージョンとか、そういうのはつくっていらっしゃるんですか。

#### 勝井弁護士

高校生ぐらいの子ができるシナリオがあるんですけれども、中学生に持っていくときには、言葉を易しくして、ふりがなをつけたものを使っています。小学生でやるときに

は、堀田弁護士が1人で一生懸命つくったシナリオがあるそうなので、1回やってみようかなと思っていますが、それぞれの発達段階に応じて論点を変えるとか、どこを主眼にするかということで、シナリオは日弁連でも幾つか持っておられると思うので、あるのはあります。

それと、さっき模擬裁判選手権はちょっと特殊というか主流じゃないんじゃないかというお話があったんですが、はっきり言うと、模擬裁判選手権で頑張るくらいでは法曹にはなれません。プロになるというのとちょっと違いまして、そういう世界とかいろんな物の見方ができるんだということに触れるという新鮮さを感じてほしいというのが主眼です。法教育というのは、法律家になるための教育ではなくて、法律家以外の方が法的な見方を体験して体得してもらうということが目的ですので、そのためにはすごくいい素材だと思っています。

選手権では点数をつけているんですが、あれがいいかどうかという問題はあると思うんです。頑張ったら盛り上がって優勝が1人決まるということはずごくいいと思うんですが、本当は点数はつけなくても、各学校で取り組んでみて、いろんな物の見方を知るという意味ではいい教材じゃないかと思っています。

あと、模擬裁判というのはあくまでも刑事模擬裁判で、そこでは弁護士とかになっていくというよりも、無罪推定の原則とか、疑わしきは被告人の利益にとか、そういう刑事裁判上どうしても人が知っておくべき基本的なことを教えることができるんです。そういう意味では不可欠のものだと思っていまして、それとプラスアルファ民事的な部分の出張授業も大事だろうということで、両輪で行かないといけないのかなと思っています。

阿部副議長

誤解がないようにつけ加えますと、野呂さんが言ったことと関係するんですけども、基本は市民教育だと思うんです。アメリカではシビック・エデュケーションの中で法教育が行われているわけですが、正に真っ当な市民になるために必要な知識なり機能なりというものを、それは基本的には義務教育の中で身につけておくべき教育すべきことなんです。そうした将来ちゃんとした市民としてやっていけるためのものとしては、当然知識も要りますし、技能も要りますし、今のように両輪でやっていく必要があると思うんです。それは、法のプロにならなくても市民として生活する上で必要な生きるための知恵であり知識であり技能である。そうしたものをきちんと教えていく、その方法と

して模擬裁判が有効であるということであれば、それは活用されればいいだろうと思いますし、プロになるための教育ではなくて、全うな市民になるための教育としてうまく活用していくということであれば私は大賛成ですし、議論によって、話し合いによって、ディベートによって物事を処理していくような能力にもつながっていくでしょうから、そういう意味での市民教育は大事だと思います。

ただ、その一方で、法テラスの電話番号を知っているかみたいなレベルの本当にプリミティブなレベルの知識もある段階でちゃんと教え込んでいく必要があるんだろうなという気がいたします。

大國議長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

阿部副議長

これはずっと大学で教員をやってきて感じることなんですけれども、これまでの小中高の法に関する教育はいわゆる人権教育で、先ほどいじめのことをお話しされましたけれども、どういうふう到人権ということを習ってきたのかと聞くと、差別をしてはいけません、いじめてはいけませんという形で、自分が差別する側、いじめる側に立ったと想定した上で、おまえがこういうことをすると、こんなにほかの人たちが困るんだぞ、だから差別をしてはいけないんだ、いじめをしてはいけないんだというところを核として教育されているような気がするんです。差別してはいけない、いじめてはいけないというのは当然のことであって、それを教えるなというふうに言うつもりは毛頭ないんですけれども、人権というときに、私は自分の思想を持つ権利がある、自分の思ったことを発言する権利がある、教育を受ける権利がある、自分がなりたい仕事につく権利があるみたいな、私が何かできる、私の可能性としての人権みたいなことが全然教えられていないという印象を持っています。あるいは、教えられているのかもしれないけれども、差別をしてはいけないという「してはいけない」タイプの言説の余りにも強さの中で、自分の可能性も権利なんだという見方が全然身につかないままに大学に来てしまっている学生が多いという気がします。人権教育そのものをもっともっと変えていかなきゃならないということなのかもしれませんけれども、権利というのは正に自分が幸せになるための道具であって、その権利を自分のためにきちんと使って自分の人生を選び取っていける、そういうような教育というのがまだまだできていないと思うんです。大学に来てから、権利というのはそういうものなんだということを改めて教えなきゃならないと

いうのはちょっとつらいことでありまして、もっともっと低学年、中高の段階で、「してはいけない」という表現に転嫁されないような、むしろこれができるぞという言説の中で生かされていくような権利についての教育をしていく必要があると思うし、そういう形での教育も法教育ということで重視していただけたらなと思います。

大國議長

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

野呂委員

先日、たまたま韓国の学生たちに話をする機会があって、そのときには沖縄集団自決裁判について話をしたのですが、日本国憲法を今回改めて読むと、阿部副議長がおっしゃったことは正に憲法の理念だと思うのです。そして、先ほど申し上げたように、違った意見のある人の言うことをきちんと聞いて、そして自分の意見を的確に述べることができるかという、正にそういうことを法教育でやっていただきたいと思います。その中で、小学生、中学生、高校生に合ったように日本国憲法のことをお話しいただく機会があればなど。50分間の教育の中の一場面でもいいですので、この法律というのは実は憲法のこういうことなんですよ、憲法というのはこういうものなんですよということを入れていただきたいと思います。

大川副会長

日弁連では、正に子ども用の憲法だけの簡単な冊子をつくっています。平仮名を中心に、絵も入れたもので、憲法を分かりやすく広める冊子になっています。それを、全国の単位会に渡して教育に使ってくれという形はとっています。この中に入れていただくのがふさわしいという御意見だと思いますが。

野呂委員

冊子の中にはなくて、授業の中で具体的な事件をお話するときに、これのもとにあるのは憲法のこんな考えなんですよという感じで。身近に憲法を感じられるというのはそんなに機会がないので、せっかく法教育をやられるのならば、やっぱり原点は憲法ではないかということです。

井上弁護士

ありがとうございました。法教育はまだ歴史が浅いというか、いろんな試行錯誤をやっております。今度12月13日土曜日、この弁護士会で1時から、発達段階に応じた法教育というテーマでシンポを行います。これは近畿弁護士会連合会の企画として、各弁

護士会での実践報告、その中で特に小学生、中学生、高校生、裁判員裁判、消費者教育という5つのテーマでシンポジウムを行いますので、関心を持っていただけたら是非とも来ていただいて、現在どうなっているかを聞いていただきたいと思います。今、企画中的なのですが、場合によっては、小学生に来ていただいて実践の教育をそこでやるかどうかということで、今委員の先生方には苦勞してもらっています。実現するかどうかいまだに不安定な状態ですけれども、できるだけ面白い企画にしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

大國議長

それではそろそろ時間も迫ってまいりました。いろいろな分野からの議論が進みました。

1つは、法教育の目的は何なのかということでございます。「法むる～む」で法律知識を得させることとか、模擬裁判で刑事裁判の大原則とか事実認定の判断の仕方を自分たちで考えるとか、あるいはジュニアロースクールでディスカッションの方法やコツを学び訓練するとか、いろいろな目的でスタートされ、一生懸命やっていたらという御報告をお聞きしました。

その中で、さらに目的ということになりますと、もっと幅広く根本的なものをもう少し考えてもという御意見があったのではないかと思います。憲法とか法律が何なのか、人権とは一体何なのか、そういった問題に対して国民すべてが関心を持ちまして、自由とか平等とか権利といったものは何なのかということを考えて、そして市民が幸せになるために、ひいてはそこから社会が変わっていくのしょうけれども、そういう大きな目的を持った法教育もあってほしいという意見もあったのではないかと思います。

それから、御報告の中で、法律が必ずしも絶対的なものではない、多面的な見方があるのだということをもみんなにもっと教えるべきではないか多面的な見方の中で、自分が何を考えるかを考えられる市民に育ててほしいというお話もあったように思います。

さらに、言葉の持つ力というものを考えてほしい。論理立てて、構築してやっていくのだという、そのことこそ法教育の大切な部分ではないかという御意見もあったように思います。

その他にも、いろいろな表現で目的について皆さんお話しくささいましたので、それぞれにいろいろお考えいただいたのではないかと思います。

もう一点二番目の大きな課題は、それでは方法論としてどうやっていけばいいかとい

う問題であったように思います。方法論の一つとして非常に重視されましたのが、子ども自身に、中高生、小学生も含めて、関心を持ってもらう、興味を持ってもらう、そういうものでなければだめでしょうということでした。その方法としては、1つは、具体的な話を面白くやらなければ寝てしまうというお話だったかと思います。そして、そこで得たものを家に持って帰れるような話をしてほしいというお話があったと思います。

その次には、子どもの希望を聞く、ニーズを確かめることが大事だと。アンケートに限らず、子どもが一体何を聞きたがっているのか、何を知りたがっているのかというニーズをしっかりと見きわめていけば、うまくいけるのではないかという御意見があったと思います。

それから、義務教育の中で関連のある話をすれば、それもいいのではないかということがあったように思います。

それから、さらに方法論としてもう一つ出てまいりましたのは、チームワークといいましょうか、ほかの機関との連携の問題でした。その1つは学校の先生方との連携で、これはかなり大きな問題として出てきたと思います。それに絡んで、教育委員会とどう連携していくのか。さらに、検察庁とか裁判所等と手を組んだイベントなどもあったように思います。弁護士会だけでやるのではなくて、チームワークとしてやればもっと発展するのではないかという御意見があったように思います。

最後に、ツールとして、紙芝居をやっていたらどうか、とてもお上手な音楽をなさったとか、引きつける何かを同時に演出することも大事ではないかという話でした。私も教育をするときには、ロールプレイですとか、パワーポイントでも言葉での説明だけではなくて漫画を使ったり動画を使ったりということもやっています。そういう動画はいかがかというふうな御意見もあるやに聞きましたけれども、NHKでも漫画がものすごく増えてきた時代ですので、若い人たちにはそういう工夫も要るのではないか。ただ、実物の映像を使ったりして生々しくやりますと、個人情報の問題、人権の問題が出てまいりますので、そういう問題にも注意をしながら、いろいろな方法を考えていただけたらと、これは私の意見ですけれども、思っております。

そういう方法論の後に三番目に出てまいりましたのは、これから拡大するにはどうすればいいかということでした。お金が簡単にはちょうだいできないという話ですとか、義務教育との関係をどうすればいいかという話があったと思います。願わくば、校医のように学校にロイヤーを置いていただきたいということですが、こういうことは

教育予算とも絡むことですので、将来的な希望として、単にボランティアという形ではなくて、教育委員会や文部科学省を含めきちっとした位置づけができればと感じました。

それから、拡大するにはいろんな方法が考えられるわけですが、選手権のように峰を高くすることでもっとすそ野が広がっていくのではないかと話がありました。ロボットコンテストなどがやられますけれども、単にコンテストの場面だけを放映するのではなくて、こういうふうにやってこういうふうコンテストで成功したとか、失敗したとか、そういう過程をマスコミは上手に取り上げてくれますので、法教育も準備段階から放送できるようにどこかと組めば、世間にその問題がもっと広がっていくのではないかと、思いました。

それから、大きな問題として、裁判員制度をチャンスとして拡大させてほしいというみんなの希望があったように思います。

それでは、今日の市民会議の議論は終わりにさせていただきたいと思います。

次回会議のテーマ：『高齢者・障害者総合支援センターの活動』

4 今後の日程の確認

5 閉会

上野会長

委員会にとって非常にたくさんの示唆を得た貴重な時間でした。有意義な活発な意見交換が行われ、大変よかったですと思います。ありがとうございました。

以上で、本日の議事を終了した。